

財政健全化判断比率のお知らせ

市財政の健全性を判断する財政指標のお知らせです。法令の定めに従い、令和6年度の決算等に基づく各種比率の算定を行ったところ、いずれも早期健全化基準の範囲内でした。

【各種健全化判断比率の状況（令和6年度決算分）】 (単位：％)

区 分	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－	12.60	20.0
連 結 実 質 赤 字 比 率	－	17.60	30.0
実 質 公 債 費 比 率	1.9	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	－	350.0	
公営企業資金不足比率（水道）	－	20.0	
公営企業資金不足比率（下水道）	－	20.0	
公営企業資金不足比率（宅地造成）	－	20.0	

○実質赤字比率

一般会計など市の基礎的な会計が赤字となった場合、その赤字額の標準財政規模（市税や地方交付税など、単年度に収入が見込まれる標準的な一般財源の規模）に対する割合です。（収支に赤字が生じていないため、「－」と表示。）

○連結実質赤字比率

公営企業や国民健康保険事業などの特別会計を含めた収支の合算額が赤字となった場合、その赤字額の標準財政規模に対する割合です。（収支に赤字が生じていないため、「－」と表示。）

○実質公債費比率

一般会計が負担する地方債の元利償還金（一般会計以外の元利償還金のうち一般会計が負担する部分を含む。）の標準財政規模に対する割合です。3か年度の平均値により算出されます。

○将来負担比率

地方債や退職手当など、一般会計が将来負担することが見込まれるさまざまな債務残高の標準財政規模に対する割合です。将来負担額は、債務の償還に充てることができる収入見込額を控除した額で算出されます。（収入見込額が債務残高より大きいため、「－」と表示。）

○公営企業資金不足比率（水道事業会計、下水道事業等会計、宅地造成事業特別会計）

各公営企業の会計毎に算出される資金不足額の公営企業の事業規模に対する割合です。（いずれの会計も資金不足が生じていないため、「－」と表示。）

●早期健全化基準と財政再生基準

いずれかの比率が早期健全化基準以上となった場合「財政健全化計画」を定め、自主的な改善努力による財政健全化を進めていくことが義務付けられます。さらに、財政再生基準以上となった場合には「財政再生計画」を定め、国の関与の下で財政再建を進めていくことが義務付けられます。